

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0067	懲戒管理システム（仮）の調査研究（その2）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年3月17日（火）（10:45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年2月18日（水）12:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。

2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 入札に関する条件 仕様書3.1(1)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.3(1)～(3)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和8年2月20日（金）12:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を令和8年2月27日（金）12:00 までに提出しなければならない。
- (5) 契約締結日までに令和8年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

- (6) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp>) を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年3月13日(金)までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (7) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (8) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

仕様書			
件名	懲戒管理システム(仮)の調査研究 (その2)	仕様書番号	
		作成年月日	令和8年1月22日
		作成課	人事教育局 服務管理官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省において使用する懲戒管理システム(仮)(以下、「本システム」という。)の調査研究(以下、「調査研究」という。)について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用するものとする。

なお、引用文書の定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容を優先する。

- a) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(令和6年5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定)
- b) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)(防装庁(事)第137号。4. 3. 31)(以下「情報セキュリティ通達」という。)
- c) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年1月28日閣議決定)

2 調査研究に関する要求

2.1 一般的要求事項

防衛力整備計画において、ハラスメントは、自衛隊員相互の信頼関係を失墜させ組織の根幹を揺るがす、決してあってはならないものであるとの認識の下、ハラスメント防止に係る有識者会議における検討結果等を踏まえた新たな対策を確立することとしている。当該有識者会議においては、処分の決定に至るまでに1年を超える期間を要するものが散見されることに対して、問題解決に至る期間が長いことは、防衛省・自衛隊としてハラスメントに向き合う姿勢について内外に重大な懸念を惹起することになるとの指摘とともに、問題解決施策の一つとして、調査の重点化、情報通信技術の活用などを通じて、事案の認知から懲戒処分の完了までの期間を3か月間を目標とすることが必要との提言がなされている。

そのため、懲戒管理におけるシステム導入を念頭に、現状の進捗管理、人員配分、セキュリティ等における問題点を把握・分析し、システム導入の迅速化への効果、既存製品や既存ネットワークを活用した構築などの効率的な導入、セキュリティの確保手段等の機能要件について、調査研究を行う。

(1)本役務は、防衛省における懲戒プロセスのシステム化に向けて、最新の技術動向を踏まえつつ、経費効率に優れたシステムの要件定義を行うために調査研究等を行い、IT ベンダから提示されるシステム構成や見積書の妥当性を評価し、調達仕様書等に評価結果を適切に反映するための役務である。

(2)契約相手方は、本役務履行に際し、システム導入においては「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」及び防衛省・自衛隊の情報システムの運用方針に基づくシステムとすることを前提として調査研究を行うこと。

(3)契約相手方は、本役務履行に際し、「懲戒管理システム（仮称）の調査研究（その1）」の成果（「業務要件定義書案」等）を踏まえて調査研究を行うこと。

(4)契約相手方は、本役務履行に必要な官側へのヒアリング等の連絡調整を行う場合及び会議等の開催が必要な場合は、人事教育局サービス管理官付制度企画室サービス調整班を通じて行うものとする。

2.2 役務期間

契約日から令和9年(2027)年3月31日までの期間とする。

2.3 役務実施場所

防衛省市ヶ谷地区（東京都新宿区市谷本村町5-1）及び官の指定する場所（陸・海・空自衛隊所在地）とする。

2.4 役務内容

役務内容は、以下のとおりとする。なお、契約相手方は、この契約の履行にあたり、図1のスケジュールを十分に理解した上で実施するものとする。また、これを変更する場合には事前に官側と協議するものとする。

図1

	R7年度役務			今回の範囲											
	R7年度			R8年度									R9年度		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
懲戒管理システムの調査研究（その1）															
現状把握・業務要件定義															
懲戒管理システムの調査研究（その2）															
機能要件定義															
非機能要件定義															
R9年度概算見積															
調達支援・仕様書案の作成														(※1)	
報告								中間報告書							(※2)

(※1) 調達要求書に関する官側からの質問に対応いただく可能性あり

(※2) この期間に官側に対する最終報告を実施

2.4.1 実施計画書の作成及び進捗状況の定期的な報告

(1) 実施計画書の作成

契約相手方は、本役務を実施するために必要な作業を洗い出し、契約後速やかに実施計画書を策定し、官側の確認を得る。また、実施計画書に変更が必要な場合は、役務全体に対する影響を調査し、官側に報告するとともに、変更管理を行うこと。

(2) 進捗状況の定期的な報告

作業全体及び詳細化した作業の進捗状況、及び課題・リスクが分かる管理表を作成し、これに沿って作業を行うとともに、月1回を基準に官側へ報告すること。

(3) 会議及び打合せへの出席

検討会の他、官側から会議への参加について要請があった場合には、当該会議に参加するとともに、議事概要を作成すること。

2.4.2 システム要件定義

「懲戒管理システム（仮称）の調査研究（その1）」の結果及び官側が用意した概念実証の結果に基づき、本システムの機能要件、非機能要件を定義すること。システム要件定義において、本システムを導入することに伴い、改正が必要な規則があれば抽出しておくこと。

2.4.3 要件定義書（案）の作成

2.4.2の結果（改正が必要な規則の抽出も含む）を文書化し、本システムの要件定義書（案）を作成すること。

2.4.4 情報提供依頼書(RFI)（案）の作成

「懲戒管理システム（仮称）の調査研究（その1）」及び2.4.2、2.4.3で検討した内容を踏まえて、情報提供依頼書(RFI)（案）を作成すること。情報提供依頼書(RFI)（案）の検討に当たっては、主に以下の事項を参考とし作成すること。また、情報提供依頼書(RFI)（案）の作成に当たっては、ライセンス利用の区分、料金が確認でき、予算面での効率的な運用について検討できるようにすること。作成に当たっては、令和8年5月下旬には事業者からRFIの結果（提案内容及び見積）を受領する必要があるため、対応スケジュールに留意すること。

(1) 事業の概要(事業の背景と目的、対象範囲及びスケジュール等)

(2) 依頼内容(ネットワーク構成図、運用役務体制表及び見積書等の作成。既製品のカスタマイズを基本とすること)

(3) システム化のねらい及び概要等

(4) 本システムに求める機能要件

(5) 本システムに求める非機能要件(信頼性、保守性、移行要件及び情報セキュリティ要件等)

(6)見積書の様式

2.4.5 複数事業者より提示される提案内容等の妥当性評価

官側からの情報提供依頼書(RFI)に基づき事業者より提示された提案内容、金額等の妥当性評価の実施を支援すること。評価においては、令和9年度の導入に係る経費とともに、運用時のライセンス利用料等の経費も対象とする。

2.4.6 調達仕様書(案)の作成及び修正に関する支援

2.4.4 及び 2.4.5 を踏まえて、システム導入のための調達仕様書(案)を作成するとともに、作成後に発生する所要の修正について支援を行うこと。調達仕様書(案)については、令和9年度の導入に係る経費とともに、運用時のライセンス利用料等の経費も考慮できるものとする。

2.4.7 中間報告及び中間報告書の作成

令和8年5月末までに本システムの令和9年度概算要求書の作成に必要な情報をまとめること。

また、本システムに関する令和8年8月までの調査研究の成果(本事業の背景・目的、本システムの概要、RFIの結果、事業者の提案内容、金額の妥当性評価)を中間報告書にまとめること。

2.4.8 最終報告書の作成

最終報告書を作成すること。最終報告書は、要件定義書(案)、中間報告書、調達仕様書(案)等の最新化をもって代えてもよい。

3 役務実施体制の整備

3.1 役務実施体制の整備

(1)契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議するものとする。

ア 日本国籍を有していること。

イ 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人(以下「業務担当者」という。)を確保するとともに、全体を統括する責任者(以下「業務統括責任者」という。)1名を指定すること。

ウ 業務担当者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること。

エ 業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

3.2 事業者の要件

3.2.1 一般事項

本役務を担当するに当たり、会社全体又は業務実施責任者が所属する部門が、以下のいずれかの要件を満たしていること。資格については、それを証明する書面(認定証等)の写しを提出すること。

3.2.2 情報セキュリティに係る公的認証

以下を保有していること。

- (1) ISO/IEC27001 認証(国際標準規格)
- (2) JIS Q 27001 認証(日本工業標準規格)

3.2.3 受託実績

以下の実績又は同等程度の実績を有すること。

- (1) 官公庁において、情報システムの検討支援役務又は情報システムの設計・開発役務の受託実績
- (2) 官公庁において、ガバメントクラウドを想定した情報システムの検討支援役務又はガバメントクラウドへの移行検討役務の受託実績

3.2.4 その他

最近の政府における情報通信政策について十分理解するとともに、最新の技術動向を踏まえ、論理的にわかりやすい説明資料を提示すること、SP800-53 に基づく RMF の概念を理解して、防衛省において実施できることにより本役務における課題解決能力を有すること。

3.3 役務員の資格要件

本役務の実施に当たり、以下の資格要件を満たす者を従事させること。

(1) 業務統括責任者

- ア 官公庁の情報システムにおけるシステム構築、コンサルティング等に関連する役務を1件以上実施したことがあること。
- イ 官公庁のシステムにおける、システム構築、コンサルティング等に関連する役務に、統括責任者又はチーム責任者として従事した経験を有すること。
- ウ 官公庁における情報システムの調達制度に精通しているとともに、官公庁の情報システム整備事業の官側支援の経験を有すること。
- エ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づくプロジェクト管理について精通しているとともに、利用経験を有すること。
- オ 以下の資格のいずれかを有する又は同等の能力を有すること。

IT コーディネータ

PMP (Project Management Professional)

情報処理技術者試験の以下の区分

(ア)プロジェクトマネージャ

(イ)システム監査技術者

(ウ)IT ストラテジスト

カ 契約相手方は、本要員について第三者に委任又は請け負わせてはならない。

(2)業務担当者

ア 官公庁の情報システムにおける業務担当者として従事した経験を有すること。また、官公庁システムにおける、要件定義支援又は調達支援等の経験を有すること。

イ 標準ガイドラインに基づくプロジェクト管理について利用経験を有すること。

ウ 業務担当者のうち、少なくとも1名以上は、以下の資格のいずれかを有すること。

(ア)CISA (Certified Information Systems Auditor) 公認情報システム監査人

(イ)システム監査技術者

エ 業務担当者のうち、少なくとも1名以上は、以下の資格のいずれかを有すること。

(ア)AWS Solution Architect Professional

(イ)Google Cloud Professional Cloud Architect

(ウ)Azure Solutions Architect Expert

(エ)Oracle Cloud Infrastructure XXXX Certified Architect Professional (XXXXは2024または2025とする)

4 情報保全

4.1 守秘義務

契約相手方は、この業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続するものとする。特に、予算要求及び調達に係る情報（概算要求書等）の管理については、官側の指示に従うこと。

4.2 秘密保全

(1)契約相手方は、官側から貸付けを受けた文書及び電子データについては、当該業務終了時に官側に返却すること。また、提供を受けた文書及び電子データについては、当該業務終了前までに消去又は廃棄して、速やかにその旨を書面で報告すること。

(2)立入禁止場所等への携帯電話、パソコン及び可搬記憶媒体の持込みについては、官側と協議の上、その指示に従うこと。

(3)業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、官側の求めに応じ協議を行い、官側と合意の上で、改善を図ること。

(4)本契約に係る情報及び情報システム以外の官側が所管する情報及び情報システムに不

要なアクセスを実施しないこと。

4.3 情報保全に係る体制の確保

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

(1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。

(2) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。

(3) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

4.4 保護すべき情報

契約相手方は、本契約の履行により知り得た保護すべき情報の取扱いについて、情報セキュリティ通達に基づき、表1に示す保護すべき情報を適切に管理するものとする。

表1

No	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	留意事項
1	ネットワーク、システムに関する情報	(1) ユーザ情報 (2) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図 (IP アドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。)	○ 官側との調整時、各評価実施時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。

2	セキュリティ仕様に 関する情報	(1) ファイアウォール設定 (2) セキュリティパッチ適用状況	
3	設置場所等の施設情 報	端末等機器配置図 (設置部隊及び数量含む)	

5 提出文書

契約相手方は、表 2 に示す書類を提出し、要求元の承認を得ること。

表 2 提出文書

番号	書類の名称	部数	提出期限
1	実施計画書	電子媒体 1 部	契約後速やかに
2	役務従事者名簿(※ 2)	電子媒体 1 部	契約後速やかに(変更があった場合はその都度)
3	要件定義書 (案)	電子媒体 1 部	2026 年 12 月 1 日
4	情報提供依頼書(RFI) (案)	電子媒体 1 部	2026 年 4 月 30 日 目途
5	調達仕様書 (案)	電子媒体 1 部	2026 年 12 月 1 日
6	本役務主催の会議体にお ける資料及び議事概要	電子媒体 1 部	都度提出
7	令和 9 年度概算要求書の作 成に必要な情報をまとめた 資料	電子媒体 1 部	2026 年 5 月 29 日
8	中間報告書	電子媒体 1 部	2026 年 8 月 31 日
9	最終報告書 (要件定義書 (案)、中間報告書、調達 仕様書 (案) 等の最新化を もって代えてもよい。)	電子媒体 1 部	2027 年 3 月 31 日

※1 電子ファイルは、一太郎 2013、MS-Word、MS-Excel、MS-PowerPoint2019 のバージョンと互換性のある形式を使用して作成し、電子媒体は、可能な限り 1 枚の CD-R 又は DVD-R にまとめ、追記不可の処置をするものとする。

※2 様式は任意による。

6 資料の貸与

(1) 契約相手方は、官側と調整することにより、必要な資料を無償で貸与を受けることができる。

(2) 契約相手方は、官側が保有する資料の貸与を受ける場合、取扱いに留意し、法令及び関連規則等に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

7 官側の支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、次の事項について無償で支援を受けることができる。

- (1) 現地調査
- (2) 事務室、水、電気及び内線電話の使用
- (3) その他、官側が必要と認めた事項

8 役務に従事する者の申請

契約相手方は、本役務に従事する者について、役務従事者名簿を契約後速やかに作成し、支出負担行為担当官等に提出して承認を得るものとする。また、本役務に従事する者の追加及び変更等が生じた場合には、遅滞なく支出負担行為担当官補助者の承認を得るものとする。

9 入札制限

情報システムの調達の公平性を確保するため、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づき、契約相手方は、本検討結果に基づいて調達される次期本システム機器の調達について、本役務期間中及び当該業務の影響が及ぶ間の受注を制限する。

10 検査

本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が実施する。

11 その他

- (1) 本仕様書により作成した成果物に関する所有権及び著作権は、防衛省に帰属するものとする。
- (2) 各幕機関等の長が定めた立入禁止場所に立ち入る場合は、各幕機関等の立入手続に従い手続を実施するものとする。
- (3) 本役務調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。

情報セキュリティ指定書	発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	
	作成部課	人事教育局サービス管理官付
	作成年月	令和8年1月22日
品名	懲戒管理システム（仮）の調査研究（その2）	
仕様書番号		

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防衛庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

No	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	留意事項
1	ネットワーク、システムに関する情報	(1) ユーザ情報 (2) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図 (IP アドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。)	○ 官側との調整時、各評価実施時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	セキュリティ仕様に関する情報	(1) ファイアウォール設定 (2) セキュリティパッチ適用状況	
3	設置場所等の施設情報	端末等機器配置図（設置部隊及び数量含む）	

3 特記事項

保護すべき情報の提供は、防衛省内で閲覧に供することにより提供するものとする。